

上烏羽南部地区土地区画整理事業に伴う

町名・町界・地番の変更の実施による

会社・法人の変更登記について

令和4年6月

京 都 市

はじめに

上鳥羽南部地区土地区画整理事業の換地処分に伴い、**令和4年8月20日(土)**から施行地区内の町名地番が変更されます。

このため、地区内にある会社、法人、組合（以下「会社等」という。）の本店（主たる事務所）及び支店（従たる事務所）の所在地並びに代表者等（注1）の住所が変わるため、商業・法人登記の変更登記が必要となります。

また、地区内にある会社等が土地や建物の不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利（抵当権等）を有している場合は、商業・法人登記の変更登記が完了した後、不動産登記の変更登記（所有者の住所変更等）が必要となります（注2）。

お手数をおかけしますが、この手引を御参照のうえ、管轄の法務局にて各変更登記の手続きをしていただきますよう、お願いいたします。

注1 代表者等・・・株式会社の代表取締役、特例有限会社の取締役、一般、公益財団法人あるいは社団法人などの代表理事、事業協同組合の代表理事等
登記簿に住所が記載されている者

注2 地区内の不動産登記簿（土地・建物）の表題部（所在、地番、地目、地積）は、京都地方法務局伏見出張所が職権で書き換えます。

表題部の書換期間中は、地区内の土地・建物に関する登記申請の受付が停止されますので（8月22日（月）～11月末予定）、所有者の住所変更手続きは、表題部の書換完了後に行ってください。

表題部の書換完了は、令和4年12月頃に京都市から土地所有者や抵当権者等に登記完了通知書を送付してお知らせする予定です。

登記期間

● 本店（主たる事務所）の所在地における変更登記

→ 町名地番の変更日から2週間以内

● 支店（従たる事務所）の所在地における変更登記

→ 町名地番の変更日から3週間以内

令和4年9月1日以降、会社の支店所在地で行う登記は不要となります。

● 所有権登記名義人の住所変更登記

→ 令和4年6月現在、住所変更の登記申請に期限はありません（ただし、令和8年4月までに住所変更の登記申請が義務化されます。）。

登録免許税

変更登記申請の際に必要な登録免許税は、京都市が発行する「町名地番変更証明書」を添付すれば免除されます。「町名地番変更証明書」は、令和4年8月20日（土）前後に1事業所につき10通送付する予定です。

お問合せ先

● 商業・法人登記に関すること。

京都地方法務局（本局）

電話 075-231-0131（代）

〒602-8577

京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197番地

※ 登記管轄区域：京都府全域

● 不動産登記に関すること。

京都地方法務局（伏見出張所）

電話 075-645-6726（代）

〒612-0029

京都市伏見区深草西浦町4丁目54番地

※ 登記管轄区域：京都市伏見区，南区

● 町名町界変更に関すること。

京都市建設局都市整備部市街地整備課（指導担当）

電話 075-222-3580

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所 分庁舎3階

● 土地区画整理事業に関すること。

京都市建設局都市整備部整備推進課

電話 075-222-3582

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所 分庁舎3階

※ 法務局の窓口で相談を希望される場合は，事前に電話予約をお願いします。

※ 上記以外の登記管轄区域は，法務局HP【管轄のご案内】を御確認ください。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html

手続が必要な場合	本店の所在地が土地区画整理地区内にある場合		支店の所在地が土地区画整理地区内にある場合		代表者の住所が土地区画整理地区内にある場合	土地区画整理地区内にある会社が不動産を所有している場合
手続する事項	本店所在地の変更登記		支店所在地の変更登記		代表者の住所変更登記	所有権登記名義人の住所変更登記
手続内容	<p>(1) 本店所在地で行う手続 京都地方務局（本局）において、<u>本店所在地を変更する登記</u>を行う。【1-1】</p> <p>(2) 支店所在地で行う手続 京都府外に支店の登記をしている場合は、(1)の登記完了後、支店所在地を管轄する法務局においても、<u>本店所在地を変更する登記</u>を行う。【1-2】</p>		<p>(1) 本店所在地で行う手続 本店所在地を管轄する法務局において、<u>支店所在地を変更する登記</u>を行う。【2-1】</p> <p>(2) 支店所在地で行う手続 (1)の登記完了後、京都地方務局（本局）において、<u>支店所在地を変更する登記</u>を行う。【2-2】</p>		<p>■ 本店所在地で行う手続 本店所在地を管轄する法務局において、<u>代表者の住所を変更する登記</u>を行う。</p> <p>* 本店の所在地と代表者の住所変更は1件の申請書により登記できません。【3】</p>	<p>■ 不動産所在地で行う手続 左記の本店所在地の変更登記完了後、不動産を管轄する法務局において、<u>不動産登記簿の所有者の住所を変更する登記</u>を行う。【4】</p>
必要書類	(1)本店所在地で行う手続	(2)支店所在地で行う手続	(1)本店所在地で行う手続	(2)支店所在地で行う手続	■ 本店所在地で行う手続	■ 不動産所在地で行う手続
	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社変更登記申請書 ● 町名地番変更証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社変更登記申請書 ● <u>本店所在地の変更登記をしたことを証する履歴事項全部証明書</u> → この証明書は、(1)の登記完了後に交付を受けてください(会社変更登記申請書に会社法人等番号を記載した場合は省略可)。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社変更登記申請書 ● 町名地番変更証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社変更登記申請書 ● <u>支店所在地の変更登記をしたことを証する履歴事項全部証明書</u> → この証明書は、(1)の登記完了後に交付を受けてください(会社変更登記申請書に会社法人等番号を記載した場合は省略可)。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社変更登記申請書 ● 町名地番変更証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 登記申請書(所有権登記名義人住所変更) ● <u>本店所在地の変更登記をしたことを証する履歴事項全部証明書</u> → この証明書は、本店所在地の変更登記完了後に交付を受けてください(登記申請書に会社法人等番号を記載した場合は省略可)。 <p>* 御社自身で申請される場合は、必ず登記相談(予約制)を受けた後に申請してください。</p>
法令上の登記期間	2週間以内	3週間以内	2週間以内	3週間以内	2週間以内	法令上の定めはありません。
提出先 (郵送でも可)	京都地方務局（本局）	支店所在地の管轄法務局	本店所在地の管轄法務局	京都地方務局（本局）	本店所在地の管轄法務局	不動産所在地の管轄法務局

注1 法人は、「本店」を「主たる事務所」と、「支店」を「従たる事務所」と、「会社変更登記申請書」を「法人変更登記申請書」と読替えてください。

2 登記申請義務を負う会社の負担軽減等の観点から、**令和4年9月1日以降、会社の支店所在地で行う登記は不要となります。**

3 所有権登記名義人の住所変更登記について、令和4年6月現在、住所変更の登記申請に期限はありません（ただし、令和8年4月までに住所変更の登記申請が義務化されます。）。

4 4ページ以降に、主な様式と記載例を【1-1】～【4】まで示しましたので、参考にしてください。

5 申請書には、必ず申請人又は申請代理人の連絡先（電話番号、担当者）を記入してください。

【1-1】 本店の所在地が土地区画整理地区内にある場合

(本店所在地の管轄法務局で行う手続)

株式会社変更登記申請書 (注1)

- | | | | | |
|---|---------|---------|------------------------------|---------|
| 1 | フリ
商 | カナ
号 | キョウトシヨウジ
京都商事株式会社 | 本店の旧所在地 |
| 1 | 本 | 店 | 京都市南区上鳥羽卯ノ花△△番地 | |
| 1 | 登記の事由 | | 区画整理による本店の変更 | |
| 1 | 登記すべき事項 | | 令和4年8月20日 区画整理による町名地番変更 (注2) | |
| 1 | 登録免許税 | | 本店 京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地 | 本店の新所在地 |
| 1 | 添付書類 | 証明書 | 1通 (注3) | |
| | | 委任状 | 1通 (注4) | |

上記のとおり登記の申請をする。

令和〇〇年〇月〇日

本店の新所在地

京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地

代表者の住所

申請人 京都商事株式会社

京都市北区〇〇町〇〇番地

代表取締役 京都太郎 印 (注5)

京都市中京区〇〇町〇〇番地

上記代理人 中京二郎 印 (注6)

代理人に登記申請を委任する場合に記載する。

(連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇, 担当: 〇〇)

京都地方法務局 御中

- 注1 この登記申請書は、1通作成して京都地方法務局(本局)へ提出する。
2 地番のみ変更されたときは、「区画整理による地番変更」と記入する。
3 京都市が発行する「町名地番変更証明書」を添付する。
4 代理人に登記申請を委任する場合は、委任状を添付する。
5 法務局に届け出ている印鑑を押す(代理人に登記申請を委任する場合は押印不要)。
6 代理人の印鑑(認印)を押す。

委任状

私は、京都市中京区〇〇町〇〇番地 中京二郎に下記のことを委任します。

記

令和4年8月20日区画整理による町名地番変更（注1）に伴う本店の変更登記を管轄登記所へ代理して申請すること及び補正のための取下げに関する一切の権限

}	変更前	京都市南区上鳥羽卯ノ花△△番地
	変更後	京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地

令和〇〇年〇月〇日

京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地

京都商事株式会社

代表取締役 京都太郎 印 （注2）

本店の新所在地

注1 地番のみ変更されたときは、「区画整理による地番変更」と記入する。

2 法務局に届け出ている印鑑を押す。

【1-2】 本店の所在地が土地区画整理地区内にあり、支店の所在地が東京など京都府外にある場合（支店所在地の管轄法務局で行う手続）

株式会社変更登記申請書（注1）

- | | | | | |
|---|---------|---------|-----------------------------|---------|
| 1 | フリ
商 | ガナ
号 | キョウトシヨウジ
京都商事株式会社 | 本店の旧所在地 |
| 1 | 本 | 店 | 京都市南区上鳥羽卯ノ花△△番地 | |
| 1 | 支 | 店 | 東京都品川区〇丁目〇番〇号 | |
| 1 | 登記の事由 | | 区画整理による本店の変更 | |
| 1 | 登記すべき事項 | | 令和4年8月20日 区画整理による町名地番変更（注2） | |
| 1 | 登録免許税 | | 本店 京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地 | 本店の新所在地 |
| 1 | 添付書類 | | 登録免許税法第5条第5号により非課税 | |
| 1 | 添付書類 | | 履歴事項全部証明書 1通（注3） | |
| 1 | 添付書類 | | 履歴事項全部証明書 添付省略 | } |
| | | | 会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇 | |

上記のとおり登記の申請をする。

会社法人等番号を記載して、履歴事項全部証明書の添付を省略する記載例

令和〇〇年〇月〇日

本店の新所在地

京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地

代表者の住所

申請人 京都商事株式会社

京都市北区〇〇町〇〇番地

代表取締役 京都太郎 印（注4）

東京都中央区日本橋〇丁目〇番〇号

上記代理人 日本橋二郎 印（注5）（注6）

代理人に登記申請を委任する場合に記載する。

（連絡先の電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇，担当：〇〇）

東京法務局 品川出張所 御中

注1 この登記申請書は、先に、京都地方法務局（本局）で本店所在地を変更する登記【1-1】を完了してから、1通作成して支店所在地を管轄する法務局へ提出する。

2 地番のみ変更されたときは、「区画整理による地番変更」と記入する。

3 京都地方法務局（本局）で本店所在地を変更する登記【1-1】を完了してから、その記載のある「履歴事項全部証明書」を添付する。

4 法務局に届け出ている印鑑を押す（代理人に登記申請を委任する場合は押印不要）。

5 代理人の印鑑（認印）を押す。

6 この登記申請書は、支店所在地を管轄する法務局へ提出するため、代理人の委任状は添付不要。

履歴事項全部証明書

京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地

京都商事株式会社

会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇

商号	京都商事株式会社	
本店	<u>京都市南区上鳥羽卯ノ花△△番地</u>	
	京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地	令和4年8月20日 区画整理による町名地番変更 ----- 令和〇〇年〇〇月〇日登記
公告をする方法	〇〇に掲載する	
会社成立の年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
	(以下省略)	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

京都地方法務局

登記官

〇 〇 〇 〇

【2-1】 支店の所在地が土地区画整理地区内にあり、本店の所在地が東京など京都府外にある場合（本店所在地の管轄法務局で行う手続）

株式会社変更登記申請書（注1）

- | | | | | |
|---|---------|---------|-----------------------------|---------|
| 1 | フリ
商 | ガナ
号 | とうきょうショウジ
東京商事株式会社 | |
| 1 | 本 | 店 | 東京都品川区〇丁目〇番〇号 | 支店の旧所在地 |
| 1 | 支 | 店 | 京都市南区上鳥羽卯ノ花△△番地 | |
| 1 | 登記の事由 | | 区画整理による支店の変更 | |
| 1 | 登記すべき事項 | | 令和4年8月20日 区画整理による町名地番変更（注2） | |
| | | | 支店 京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地 | 支店の新所在地 |
| 1 | 登録免許税 | | 登録免許税法第5条第5号により非課税 | |
| 1 | 添付書類 | | 証明書 1通（注3） | |
| | | | 委任状 1通（注4） | |

上記のとおり登記の申請をする。

令和〇〇年〇月〇日

本店の所在地

東京都品川区〇丁目〇番〇号

代表者の住所

申請人 東京商事株式会社

東京都港区六本木〇丁目〇番〇号

代表取締役 東京太郎 印（注5）

（東京都中央区日本橋〇丁目〇番〇号

上記代理人 日本橋二郎 印（注6）

代理人に登記申請を委任する場合に記載する。

（連絡先の電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇，担当：〇〇）

東京法務局 品川出張所 御中

- 注1 この登記申請書は、1通作成して本店所在地を管轄する法務局へ提出する。
 2 地番のみ変更されたときは、「区画整理による地番変更」と記入する。
 3 京都市が発行する「町名地番変更証明書」を添付する。
 4 代理人に登記申請を委任する場合は、委任状を添付する。
 5 法務局に届け出ている印鑑を押す（代理人に登記申請を委任する場合は押印不要）。
 6 代理人の印鑑（認印）を押す。

委任状

私は、東京都中央区日本橋〇丁目〇番〇号 日本橋二郎に下記のことを委任します。

記

令和4年8月20日区画整理による町名地番変更（注1）に伴う支店の変更登記を管轄登記所へ代理して申請すること及び補正のための取下げに関する一切の権限

{ 支 店 変更前 京都市南区上鳥羽卯ノ花△△番地
変更後 京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地

令和〇〇年〇月〇日

東京都品川区〇丁目〇番〇号

本店の所在地

東京商事株式会社

代表取締役 東京太郎 印 （注2）

注1 地番のみ変更されたときは、「区画整理による地番変更」と記入する。

2 法務局に届け出ている印鑑を押す。

【2-2】 支店の所在地が土地区画整理地区内にあり、本店の所在地が東京など京都府外にある場合（支店所在地の管轄法務局で行う手続）

株式会社変更登記申請書 （注1）

- | | | | |
|---|----------|------------------------------|---------|
| 1 | フリ
商号 | とうきょうショウジ
東京商事株式会社 | |
| 1 | 本店 | 東京都品川区〇丁目〇番〇号 | 支店の旧所在地 |
| 1 | 支店 | 京都市南区上鳥羽卯ノ花△△番地 | |
| 1 | 登記の事由 | 区画整理による支店の変更 | |
| 1 | 登記すべき事項 | 令和4年8月20日 区画整理による町名地番変更 （注2） | |
| | | 支店 京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地 | 支店の新所在地 |
| 1 | 登録免許税 | 登録免許税法第5条第5号により非課税 | |
| 1 | 添付書類 | 履歴事項全部証明書 1通 （注3） | |
| 1 | 添付書類 | 履歴事項全部証明書 添付省略 | } |
| | | 会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇 | |

上記のとおり登記の申請をする。

会社法人等番号を記載して、履歴事項全部証明書の添付を省略する記載例

令和〇〇年〇月〇日

本店の所在地

東京都品川区〇丁目〇番〇号

代表者の住所

申請人 東京商事株式会社
京都港区六本木〇丁目〇番〇号

代表取締役 東京太郎 印 （注4）

京都市中京区〇〇町〇〇番地

上記代理人 中京二郎 印 （注5）（注6）

代理人に登記申請を委任する場合に記載する。

（連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇，担当：〇〇）

京都地方法務局 御中

- 注1 この登記申請書は、先に、本店所在地を管轄する法務局で支店所在地を変更する登記【2-1】を完了してから、1通作成して京都地方法務局（本局）へ提出する。
- 2 地番のみ変更されたときは、「区画整理による地番変更」と記入する。
- 3 本店所在地を管轄する法務局で支店所在地を変更する登記【2-1】を完了してから、その記載のある「履歴事項全部証明書」を添付する。
- 4 法務局に届け出ている印鑑を押す（代理人に登記申請を委任する場合は押印不要）。
- 5 代理人の印鑑（認印）を押す。
- 6 この登記申請書は、支店所在地を管轄する法務局へ提出するため、代理人の委任状は添付不要。

**【3】 本店の所在地及び代表者の住所が土地区画整理地区内にある場合
(本店所在地の管轄法務局で行う手続)**

株式会社変更登記申請書 (注1)

- | | | | | |
|---|---------|---------|------------------------------|---------|
| 1 | フリ
商 | カナ
号 | キョウトシヨウジ
京都商事株式会社 | 本店の旧所在地 |
| 1 | 本 | 店 | 京都市南区上鳥羽卯ノ花△△番地 | |
| 1 | 登記の事由 | | 区画整理による本店及び代表取締役の住所変更 | |
| 1 | 登記すべき事項 | | 令和4年8月20日 区画整理による町名地番変更 (注2) | |
| | | | 本店 京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地 | 本店の新所在地 |
| | | | 令和4年8月20日 住所変更 | |
| | | | 代表取締役(京都太郎)の住所 | 代表者の新住所 |
| | | | 京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地 | |
| 1 | 登録免許税 | | 登録免許税法第5条第5号により非課税 | |
| 1 | 添付書類 | 証明書 | 2通 (注3) | |
| | | 委任状 | 1通 (注4) | |

上記のとおり登記の申請をする。

令和〇〇年〇月〇日

本店の新所在地

京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地

代表者の新住所

申請人 京都商事株式会社

京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地

代表取締役 京都太郎 印 (注5)

京都市中京区〇〇町〇〇番地

上記代理人 中京二郎 印 (注6)

代理人に登記申請を委任する場合に記載する。

(連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇, 担当: 〇〇)

京都地方法務局 御中

- 注1 この登記申請書は、1通作成して京都地方法務局(本局)へ提出する。
2 地番のみ変更されたときは、「区画整理による地番変更」と記入する。
3 本店及び代表者の住所変更について、京都市が発行する「町名地番変更証明書」を各1通添付する。
4 代理人に登記申請を委任する場合は、委任状を添付する。
5 法務局に届け出ている印鑑を押す(代理人に登記申請を委任する場合は押印不要)。
6 代理人の印鑑(認印)を押す。

委任状

私は、京都市中京区〇〇町〇〇番地 中京二郎に下記のことを委任します。

記

令和4年8月20日区画整理による町名地番変更（注1）に伴う本店及び代表者の変更登記を管轄登記所へ代理して申請すること及び補正のための取下げに関する一切の権限

}	本店	変更前	京都市南区上鳥羽卯ノ花△△番地
		変更後	京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地
	代表取締役の住所	変更前	京都市南区上鳥羽卯ノ花△△番地
	（注2）	変更後	京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地

令和〇〇年〇月〇日

京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地

京都商事株式会社

代表取締役 京都太郎 印 （注3）

本店の新所在地

- 注1 地番のみ変更されたときは、「区画整理による地番変更」と記入する。
注2 代表者が2名以上いる場合は、住所を変更する者の氏名を記載する。
注3 法務局に届け出ている印鑑を押す。

【4】 土地区画整理地区内にある会社が不動産を所有している場合

(不動産所在地の管轄法務局で行う手続)

登記申請書	
登記の目的	所有権登記名義人住所変更
原因	令和4年8月20日 町名地番変更 (注1)
変更後の事項	本店 京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地 本店の新所在地
申請人	京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地 本店の新所在地 京都商事株式会社 代表取締役 京都太郎 印 (注2) 会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇〇 連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
添付書類	登記原因証明情報 (注3) 代理権限証書 (注4)
令和〇〇年〇〇月〇〇日申請 京都地方法務局 伏見出張所 御中	
代理人	京都市中京区〇〇町〇〇番地 上記代理人 中京二郎 印 (注5) 連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 代理人に登記申請を委任する場合に記載する。
登録免許税	登録免許税法第5条第5号により非課税
不動産の表示 (注6)	
土地	
所在地	京都市南区上鳥羽石橋町 不動産が土地区画整理地区内にある場合は、変更後(登記簿の書換後)の内容を記載する。
地番	〇〇番
地目	宅地
地積	〇〇. 〇〇平方メートル
建物	
所在地	京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地
家屋番号	〇〇番
種類	居宅
構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 〇〇. 〇〇平方メートル 2階 〇〇. 〇〇平方メートル

注1 地番のみ変更されたときは、「地番変更」と記入する。

2 法務局に届け出ている印鑑でなくても構いません(代理人に登記申請を委任する場合は押印不要)。

3 京都地方法務局(本局)で本店所在地を変更する登記【1-1】を完了してから、その記載のある「履歴事項全部証明書」を添付する。ただし、この申請書に会社法人等番号を記載した場合は、「履歴事項全部証明書」の添付を省略できます。

4 代理人に登記申請を委任する場合は、委任状を添付する。

5 代理人の印鑑(認印)を押す。

6 不動産の表示は、登記事項証明書の表題部のとおり記載する。

委任状

私は、京都市中京区〇〇町〇〇番地 中京二郎に下記のことを委任します。

記

後記不動産について令和4年8月20日区画整理による町名地番変更(注1)に伴う所有権登記名義人住所変更の登記を管轄登記所へ代理して申請すること、登記完了証を受領すること及び補正のための取下げに関する一切の権限

本店 変更前 京都市南区上鳥羽卯ノ花△△番地
変更後 京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地

令和〇〇年〇〇月〇〇日

京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地
京都商事株式会社
代表取締役 京都太郎 印 (注2)

不動産の表示 (注3)

土地

所在地 京都市南区上鳥羽石橋町
地番 〇〇番
地目 宅地
地積 〇〇. 〇〇平方メートル

不動産が土地区画整理地区内にある場合は、変更後(登記簿の書換後)の内容を記載する。

建物

所在地 京都市南区上鳥羽石橋町〇〇番地
家屋番号 〇〇番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 〇〇. 〇〇平方メートル
2階 〇〇. 〇〇平方メートル

注1 地番のみ変更されたときは、「区画整理による地番変更」と記入する。

2 法務局に届け出ている印鑑でなくても構いません。

3 不動産の表示は、登記事項証明書の表題部のとおり記載する。

<お問合せ先>

●**町名町界変更**に関するお問合せ

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所 分庁舎3階

京都市建設局都市整備部 市街地整備課 TEL 075-222-3580

(ただし、土・日曜日及び休日を除く、午前8時45分から午後5時30分まで)

●**土地区画整理事業**に関するお問合せ

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所 分庁舎3階

京都市建設局都市整備部 整備推進課 TEL 075-222-3582

(ただし、土・日曜日及び休日を除く、午前8時45分から午後5時30分まで)